

資 料 提 供	
平成30年9月11日	
担 当 課 (担当者)	財 政 課 (中西)
電 話	0857-26-7043

平成30年9月定例県議会付議案

- 議案第 1号 平成30年度鳥取県一般会計補正予算(第3号)(平成30年7月豪雨対策関係)**
議案第 2号 同 鳥取県一般会計補正予算(第4号)
議案第 3号 同 鳥取県営林事業特別会計補正予算(第1号)(平成30年7月豪雨対策関係)
議案第 4号 同 鳥取県営電気事業会計補正予算(第2号)
議案第 5号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算(第2号)

議案第 6号 鳥取県税条例等の一部を改正する条例(税務課)

自動車の保有に係る各行政機関における手続をインターネットを利用して一括して行うことができるワンストップサービスシステムを導入することに伴い、当該システムを使用した場合における自動車取得税及び自動車税の納付方法を定める等、所要の改正を行うものである。

[規則で定める日から施行]

議案第 7号 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例(税務課)

地域再生法の一部が改正され、地方活力向上地域(3大都市圏以外の地域)内において特定業務施設(本社機能を有する施設)を整備(東京23区からの移転に限る。)した者について不動産取得税を課税免除したときは、地方交付税による減収補填を行うものとされたことに鑑み、当該不動産取得税を課税免除する(現行 不均一課税)特例を定める等、所要の改正を行うものである。

[公布施行]

議案第 8号 鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例(住まいまちづくり課)

建築基準法の一部が改正され、建築物の敷地に係る接道規制の特例が新たに設けられたことに伴い、当該特例の認定に係る手数料を定めるものである。

(手数料の概要)

設 定

区 分	単 位	金 額
敷地が、避難及び通行の安全上必要な省令で定める基準に適合する幅員4メートル以上の道に2メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し省令で定める基準に適合するもので、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものの認定	1件につき	27,000円

[公布施行]

議案第 9号 鳥取県林業試験場手数料等徴収条例の一部を改正する条例（林政企画課）

鳥取県林業試験場の試験機械の新規導入及び更新に伴い、新たに行うこととなった試験に係る手数料を定める等、所要の改正を行うものである。

（手数料の概要）

設定

区 分	金 額
実大強度試験（引張試験）	12,120 円に 1 試験片につき 4,800 円を加算した金額
環境試験（燃焼試験）	16,160 円に 1 試験片につき 8,020 円を加算した金額

引上げ

区 分	金 額	
	現 行	改正後
実大強度試験（曲げ試験）	4,880 円に 1 試験片につき 3,260 円を加算した金額	6,190 円に 1 試験片につき 3,880 円を加算した金額
実大強度試験（圧縮試験）	4,880 円に 1 試験片につき 3,260 円を加算した金額	12,120 円に 1 試験片につき 4,800 円を加算した金額

[公布施行]

議案第 10号 鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（企業局経営企画課）

水力を利用して電力を供給する発電施設として新たに私都川発電所を設けることに伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

新たに設ける発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。

施設の名称	最大出力	電力供給方法
私都川発電所	152 キロワット	卸売

[規則で定める日から施行]

**議案第 11号 工事請負契約（国道 178号（岩美道路）橋梁上部工事（浦富高架橋）（2工区）（補助））
の締結について（道路建設課）**

工 事 名：国道 178号（岩美道路）橋梁上部工事（浦富高架橋）（2工区）（補助）

工 事 場 所：岩美郡岩美町大字浦富

契約の相手方：横河ブリッジ・横河住金ブリッジ特定建設工事共同企業体

契 約 金 額：960,444,000 円

工事完成期限：平成 33 年 3 月 15 日

議案第 12号 財産の処分（鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園）について（障がい福祉課）

相 手 方：社会福祉法人鳥取県厚生事業団

処 分 財 産：普通財産

種 類	所在地	数 量	処分子定価格
土 地	鳥取市鹿野町今市 1078 番ほか 38 筆	41,365.33 m ²	53,822,000 円
建 物	鳥取市鹿野町今市 1078 番ほか	7,628.80 m ²	433,178,000 円

処 分 理 由：鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園を平成31年3月31日限りで廃止し民営化することに伴い、その土地及び建物を処分しようとするものである。

議案第13号 財産の処分（皆生尚寿苑）について（長寿社会課）

相手方：社会福祉法人真誠会
処分財産：普通財産

種類	所在地	数量	処分子定価格
土地	米子市新開一丁目1393番1ほか 19筆	8,997.27 m ²	103,106,000円
建物	米子市新開一丁目1393番1ほか	4,410.01 m ²	95,294,000円

処分理由：皆生尚寿苑を平成31年3月31日限りで廃止し民営化することに伴い、その土地及び建物を処分しようとするものである。

議案第14～23号 公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案番号	施設名	指定方法	指定管理者となる団体
14	鳥取県立福祉人材研修センター	指名	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会
15	鳥取県立鳥取砂丘こどもの国	公募	一般財団法人鳥取県観光事業団
16	鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館	公募	一般財団法人鳥取県観光事業団
17	鳥取県立二十一世紀の森	公募	とっとりの森を守り木を活かす会
18	鳥取県立とっとり出合いの森	公募	株式会社谷尾樹楽園
19	鳥取県立とっとり賀露かっこ館	公募	一般財団法人鳥取県観光事業団
20	鳥取県立大山青年の家	公募	公益財団法人鳥取県教育文化財団
21	鳥取県立船上山少年自然の家	公募	TKSS・富士総合警備保障共同企業体
22	鳥取県立生涯学習センター	公募	公益財団法人鳥取県教育文化財団
23	鳥取県立むきばんだ史跡公園	公募	公益財団法人鳥取県教育文化財団

指定の期間：平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議案第24号 平成29年度鳥取県営電気事業会計未処分利益剰余金の処分 及び平成29年度鳥取県営企業決算の認定について（企業局経営企画課）

議案第25号 平成29年度鳥取県営病院事業決算の認定について（病院局総務課）

議案第26号 専決処分の承認について

（1）平成30年度鳥取県一般会計補正予算（第2号）（平成30年7月12日専決）（財政課）

補正前の額 346,417,557千円

補正額 1,823,148千円（国庫支出金 954,601千円、起債 586,000千円、一般財源（繰越金）282,547千円）

補正後の額 348,240,705千円

・平成30年7月豪雨による被害に対する応急復旧対策、風評被害対策等を緊急に実施するための補正予算

報 告 事 項

報告第 1号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成30年8月14日専決）（道路企画課）

和解の相手方：甲 鳥取市 個人
乙 鳥取市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 158,574 円（県過失 4 割）を和解の相手方乙に支払う。

事故の概要：平成 30 年 3 月 22 日、和解の相手方甲が、一般県道池谷福部停車場線を軽貨物自動車で行中、沿道の斜面から路上に落下していた石に衝突し、同車両が破損したものである。

(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成30年8月14日専決）（産業人材課）

和解の相手方：米子市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 38,837 円（県過失 2 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 30 年 4 月 24 日、鳥取県立産業人材育成センターの職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、路外駐車場から道路へ進入してきた和解の相手方所有の小型貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成30年8月27日専決）（広報課）

和解の相手方：東京都千代田区 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 48,708 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 30 年 5 月 15 日、広報課の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場で後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に接触し、双方の車両が破損したものである。

(4) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について（平成30年8月27日専決）

(住まいまちづくり課)

相手方：県営住宅夕日ヶ丘団地 入居者 1 名 連帯保証人 1 名

訴えの内容：県営住宅の明渡し並びに未納家賃、駐車場使用料及び損害賠償金の支払並びに訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成30年9月3日専決）（観光戦略課）

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 77,155 円（県過失 2 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 30 年 5 月 23 日、西部総合事務所の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、交差点を直進する際、左方道路から進行してきた和解の相手方所有の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成30年9月3日専決）（道路企画課）

和解の相手方：甲 鳥取市 企業
乙 大山町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 81,746 円（県過失 7 割）を和解の相手方乙に支払う。

事故の概要：平成 29 年 12 月 6 日、和解の相手方乙が、一般県道大山口停車場大山線を和解の相手方甲所有の普通乗用自動車で行中、路肩から車道上に傾きはみ出していた視線誘導標に接触し、同車両が破損したものである。

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成30年9月3日専決）（道路企画課）

和解の相手方：若桜町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 209,200 円（県過失 4 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 30 年 6 月 2 日、和解の相手方が、主要地方道若桜下三河線を普通乗用自動車で行く中、沿道の斜面から路上に落下していた石に乗り上げ、同車両が破損したものである。

(8) 鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例（平成30年9月4日専決）（障がい福祉課）

健康保険法施行令の一部改正に伴い、条例中引用している同令の条項の改正を行うものである。

[公布施行]

(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成30年9月7日専決）（福祉保健課）

和解の相手方：甲 兵庫県美方郡新温泉町 個人

乙 鳥根県松江市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 190,958 円を甲に、267,390 円を乙に、それぞれ支払う。（県過失 9 割）

事故の概要：平成 29 年 8 月 28 日、東部福祉保健事務所の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方乙から借り受けている軽乗用自動車を運転中、路外駐車場から道路へ左折進入しようとした際、道路を右方から進行してきた和解の相手方甲所有の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成30年9月7日専決）（警察本部監察課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：物的損害に対する損害賠償金 195,906 円及び人身損害に対する損害賠償金 98,550 円を和解の相手方に支払う。（県過失 9 割）

事故の概要：平成 30 年 5 月 7 日、鳥取警察署の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、交差点に進入した際、右方道路から進行してきた和解の相手方所有の小型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方が負傷したものである。

(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成30年9月7日専決）（警察本部監察課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 244,120 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 30 年 6 月 1 日、鳥取警察署の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場内で後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、停車していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

報告第 2 号 公立大学法人公立鳥取環境大学の業務の実績に関する評価について（教育・学術振興課）

地方独立行政法人法第 78 条の 2 第 6 項の規定により、公立大学法人公立鳥取環境大学の平成 29 年度における業務の実績及び第 1 期中期目標の期間における業務の実績に関する評価について報告する。

報告第 3号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務の実績に関する評価について（産業振興課）

地方独立行政法人法第 28 条第 5 項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの平成 29 年度における業務の実績及び第 3 期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価について報告する。

報告第 4号 法人の経営状況について

公益財団法人とっとり県民活動活性化センター ほか 31 法人

報告第 5号 鳥取県出資法人等における給与等の状況について

公益財団法人とっとり県民活動活性化センター ほか 31 法人

報告第 6号 長期継続契約の締結状況について

件 数 新規 15 件 変更 2 件